○関東地方整備局告示第二百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

供用開始の区間	関東地方整備局長　石川　雄一
路線名	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市須和田一丁目一九三番二地先から同市須和田一丁目一八五番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年五月二十四日

○関東地方整備局告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	関東地方整備局長　石川　雄一 図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	市川市須和田一丁目一九三番二地先から同市須和田一丁目一八五番四地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年五月二十五日

○関東地方整備局告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	関東地方整備局長　石川　雄一 図面縦覧場所
一般国道　一号	神奈川県足柄下郡箱根町湯本字山崎下九二番から同町湯本字山崎下一三二番一まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年五月二十五日

○沖縄総合事務局告示第三十三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十八年五月二十四日

沖縄総合事務局長　久保田　治

登録小型船舶教習実施機関の名称	沖縄県立沖縄水産高等学校
代表者の氏名	
（変更前）	小禄　健夫
（変更後）	大城　栄三

○沖縄総合事務局告示第三十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十八年五月二十四日

沖縄総合事務局長　久保田　治

登録小型船舶教習実施機関の名称	沖縄県立宮古総合実業高等学校
代表者の氏名	
（変更前）	具志堅三男
（変更後）	本村　博之

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律

議案受領

五月二十日参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

議案通知書受領

五月二十日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案

質問書提出

五月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

小笠原・伊豆諸島における灯油流通コスト補助に関する質問主意書（松原仁提出）

安倍内閣総理大臣の就任以来の外遊旅費に関する質問主意書（井坂信彦提出）

外務大臣、ＴＰＰ担当大臣の就任以来の海外出張旅費に関する質問主意書（井坂信彦提出）

全省庁大臣の就任以来の海外出張旅費に関する質問主意書（井坂信彦提出）

ふるさと納税の返礼品が金券であることに関する質問主意書（井坂信彦提出）

答弁書受領

五月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鷲尾英一郎提出平成二十八年度診療報酬改定にかかる薬剤服用歴管理指導料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出旅行業者の送客手数料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出ポルトガル語圏諸国共同体（ＣＰＬＰ）オブザーバー国としての世界戦略に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

五月二十日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十七年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告